

088～132 (略)	
133 血管内手術用カテーテル	
(1)～(20) (略)	
(2) 脳動脈瘤 <sup>脳動脈瘤</sup> 治療用フローダインバーターシステム	1,420,000円
① 動脈内留置型	1,530,000円
② 腔内留置型	
(2) (略)	
134～207 (略)	
208 耳管用補綴材	43,500円
Ⅲ～Ⅶ (略)	
Ⅷ 別表第三調剤報酬点数表に規定する特定保険医療材料及びその材料価格	
001～014 (略)	
015 人工鼻材料	
(1) 人工鼻	
① 標準型	492円
② 特殊型	1,000円
(2) 接続用材料	
① シール型	675円
② チューブ型	17,800円
③ ボタジ型	22,100円
(3) 呼吸弁	51,100円
Ⅹ (略)	

088～132 (略)	
133 血管内手術用カテーテル	
(1)～(20) (略)	
(2) 脳動脈瘤 <sup>脳動脈瘤</sup> 治療用フローダインバーターシステム	1,420,000円
(新設)	
(新設)	
(2) (略)	
134～207 (略)	
(新設)	
Ⅲ～Ⅶ (略)	
Ⅷ 別表第三調剤報酬点数表に規定する特定保険医療材料及びその材料価格	
001～014 (略)	
(新設)	
Ⅹ (略)	

○厚生労働省告示第三百七十一号  
 保険医療機関及び保険医療費担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ト及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号トの規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成十八年厚生労働省告示第七七号）の一部を次の表のように改正し、令和二年十二月一日から適用する。

令和二年十一月三十日  
 厚生労働大臣 田村 憲久  
 （傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第一〇第九 (略)</p> <p>第十 厚生労働大臣が定める注射薬等</p> <p>一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬</p> <p>インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第七因子製</p>	<p>第一〇第九 (略)</p> <p>第十 厚生労働大臣が定める注射薬等</p> <p>一 療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬</p> <p>インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第七因子製</p>

剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第七因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体注回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ製剤、プレノルフィン製剤、抗悪性腫瘍剤、グルカゴン製剤、グルカゴン様ペプチド-1受容体アゴニスト、ヒトソマトメジンC製剤、人工腎臓用透析液（在宅血液透析を行っている患者）（以下「在宅血